発議第2号

ガザ地区における即時停戦に向けた行動等を求める意見書について

標記について、高山市議会会議規則(昭和42年高山市議会規則第1号)第14条の規 定に基づき提出する。

令和6年3月26日提出

提出者 高山市議会議員 倉 田 博 之

賛成者 高山市議会議員 上 嶋 希代子

松山篤夫

中筬博之

伊 東 寿 充

石 原 正 裕

水 野 千惠子

丸 山 純 平

ガザ地区における即時停戦に向けた行動等を求める意見書

高山市は、平和の願いを世界に広げていくことを自治体政策に置き、「世界中の人々が安心して平和に暮らせる日が来ることを願い、行動する」として平和都市宣言を行っている。また高山市教育大綱においては、「一人ひとりが命の尊さと人や自然を敬う気持ちを大切にしながら、学び、働き、愛情につつまれて暮らせること」を願いとしているが、「平和都市宣言」を持つ本市において、その願いは決してまちの内側だけに向けられたものではない。これらの理念に則り、市内小中学生に対し、平和について考え、取り組み、また次の世代に引き継いでいくことの気づきを促す平和教育も強く推進している。

イスラエルとイスラム組織ハマスの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、多くの尊い人命が失われ人権が踏みにじられている。

ガザ保健省は、1月21日までに死者が2万5,000人を超えたと発表した。セーブ・ザ・チルドレンは、このデータに基づき、そのうち1万人超が子どもたちであるとした。また、様々な国際的機関からは、ガザの子どもたちが人生を変えるような傷を負い、病を患い、両親や愛する人を失うなどの恐れにおののき、不確かな未来の恐怖に直面している惨状が報告されている。

戦争において被害者となるのはいつもか弱い立場の人々であるが、そのなかでも特に、 社会にあって大切に守られるべき子どもたちが、守る責任を持つ大人たちの争いにより未 来を奪われてしまう現状に対し、極めて深い悲しみと憤りを禁じえない。

また、紛争やそれに伴う海上交通路への多大な影響から、原油価格および輸送コストの 上昇リスクが常に市場や市民生活を脅かしており、国内外の情勢から波状的に襲いくる 数々の経済圧迫要因の前に疲弊した市民にとって、これ以上のダメージは、生活の破綻に 直接つながるものとなる。

よって高山市議会は本市の平和理念の下、ガザ地区における悲惨な事態の一刻も早い終 結のため、日本国政府に対し人道的かつ市民生活を守る見地から次の事項を強く求める。

- 1. ガザ地区の即時停戦に対し、一層の尽力と行動
- 2. 当事国(地域)による国際法・国際人道法の遵守への勧奨
- 3. 日本国による支援物資の供給を通じた人道危機の改善
- 4. 物価上昇に対する国民生活支援策の継続、及び家計への負担増加を回避するさらなる 施策の充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日